

環境課からののお知らせ

ごみ出しカレンダーについて

● 8月の例

先月号からごみ出しカレンダーに代えて環境に関する記事を掲載しています。各ごみの収集日については「南国市の家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。最新版は「平成24年作成」です。市役所総合案内、各支所で配布しています。

第○・○曜日が家のカレンダーでいつなのかわかりにくい場合は、右の表を参考にしてください。

日	月	火	水	木	金	土
				1 (第1・木)	2 (第1・金)	3 (第1・土)
4	5 (第1・月)	6 (第1・火)	7 (第1・水)	8 (第2・木)	9 (第2・金)	10 (第2・土)
11	12 (第2・月)	13 (第2・火)	14 (第2・水)	15 (第3・木)	16 (第3・金)	17 (第3・土)
18	19 (第3・月)	20 (第3・火)	21 (第3・水)	22 (第4・木)	23 (第4・金)	24 (第4・土)
25	26 (第4・月)	27 (第4・火)	28 (第4・水)	29	30	31

環境センター（し尿処理施設）は、機械設備の点検などのため8月10日（土）13日（火）の4日間、し尿などの受け入れができません。そのため、各

環境センターの運転休止 家庭のし尿収集も休止

環境センター（し尿処理施設）は、機械設備の点検などのため8月10日（土）13日（火）の4日間、し尿などの受け入れができません。そのため、各

紙ごみは、分別をしましょう。雑誌や新聞紙などを可燃ごみとして捨てていませんか？ 香南清掃組合で処理されているごみの約半分は、紙類や布類です。ごみの減量・資源の有効利用を図るため、紙ごみの分別をお願いします。

紙ごみは、分別をしましょう。雑誌や新聞紙などを可燃ごみとして捨てていませんか？ 香南清掃組合で処理されているごみの約半分は、紙類や布類です。ごみの減量・資源の有効利用を図るため、紙ごみの分別をお願いします。

ごみ出しワンポイント

市民の皆様がほんの少しの手間をかけていただくだけでごみ処理にかかる費用が軽減されます。

省エネのコツ

夏本番！エアコンは28℃が目安ですが、体に無理のない範囲で取り組みましょう。

- ① 扇風機を上手に使う
扇風機の風でエアコンの冷気を循環させれば、冷房効果がアップ
- ② 除湿で涼しく
湿度が70%を越えないようにすれば涼しく感じられます。
- ③ 打ち水をする
風呂の残り湯などを利用すればもつと経済的です。
- ④ ひんやりグッズで涼しく
冷たくしたタオルなどを首や脇の下、太ももの付け根などに当てると効果的です。
- ⑤ うちわや扇子を使う
なんととっても、消費電力「ゼロ」
- ⑥ 一カ所で省エネ
冷房の効いた部屋で家族みんなと一緒に過ごせば、省エネになります。



ごみ問題に関心を！ごみ処理施設を見学してみませんか

環境委員連合会では、今年もごみ処理施設の見学を実施します。親子での参加もお待ちしております。

- とき／8月24日（土）9：00～13：45
- 視察先／市の処理施設および中間処理委託施設
- 集合場所／市役所正面玄関前駐車場
- 対象／南国市民および市内勤務者
- * 小学3年生以下の参加は、子ども1名につき保護者1名の同伴が必要。
- 募集人数／先着25名
- 参加費／無料（昼食付き）
- 申込方法／電話またはFAXで、①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号をお知らせください。
- 申込締切／8月16日（金）

※申込先・お問い合わせは、環境課内環境委員連合会事務局（☎863-2700）まで

※このページのお問い合わせは、環境課（☎880-6557）まで

上下水道局からののお知らせ

水道料金と下水道利用料の軽減について

3階建て以上のマンション、アパート、ビルなどの水道料金と下水道使用料を軽減します。

■対象

- ▶ 1つの水道メーターに対して、2戸以上が住宅専用として使用されている建物
- * 風呂又は食堂が共用されている場合を除く。
- ▶ 住宅と店舗が混在する建物で、水道を使用する戸数の3分の2以上が住宅専用として使用されている建物
- * 例えば、住宅1戸、店舗1戸の場合は対象外

■受付開始／9月2日（月）

■申請方法／共同住宅の水道料金適用申請書を提出

再給水・休止の申請方法が変わります

新たに水道メーターを取り付けるとき（再給水）と水道メーターを取り外すとき（休止）の申請方法が、変わります。

今までは、書類の記入と押印が必要でしたが、9月2日（月）からは、電話または対話による届け出になります。

※お問い合わせは、上下水道局お客さま係（☎863-1234）まで

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）をご存知ですか

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。

国民年金保険料は、納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができませんでしたが、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで過去10年間の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が始まっています。

■後納保険料を納付できる期間

平成27年9月30日まで

■さかのぼって納めることができる保険料

過去2年から10年以内の期間で未納・未加入期間の保険料

* すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができません。

* 未加入期間のうち、海外に転出されている期間は除かれます。

■手続き／事前に南国年金事務所への申し込みが必要です。

■審査／受付後に審査します。審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。

※後納制度のお問い合わせは

国民年金保険料専用ダイヤル

（☎0570-011-050）まで

月曜日 8：30～19：00（休日の場合は火曜日）

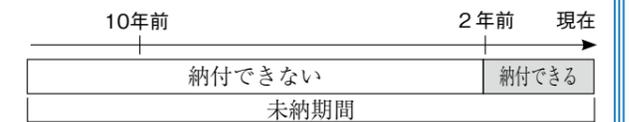
火～金曜日 8：30～17：15

第2土曜日 9：30～16：00

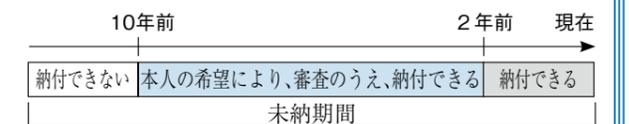
* 上記以外の土曜日、日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用できません。

* 050または070から始まる電話でかける場合は（☎03-6731-2015）まで

▼平成24年9月30日までの制度



▼平成24年10月1日からの制度



※納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

※お問い合わせは、南国年金事務所（☎864-1111）、市民課年金係（☎880-6555）まで